

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年（2023年）6月1日から7月21日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年（2024年）2月22日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>県央広域 本部総務 部</p>	<p>（職員の不適切な事務処理について） 軽油引取税免税証の発行業務において、必要な手続を経ずに免税証を発行するとともに、その後の必要な決裁を怠り、未処理分を含む申請関係書類を許可なく自宅に保管していた。 地方税法等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>本件を受けて、以下の対応により免税証の発行は必要な手続を経て行っている。 全ての来課者に受付表に記帳してもらい、申請書を受付けた後に作成する受付簿と突合することで受付件数を確定している。更にエクセルシートの進捗管理表で進捗管理を行い、処理遅延を防いでいる。 なお、申請関係書類の職場からの持ち出しは一切禁じており、未処理分の申請書は所定の箱に入れることで、全ての申請書の所在を明確にしている。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県南広域 本部八代 地域振興 局</p>	<p>(公用車の毀損について)          公用車による毀損額の大きい自損事故が2件、物損事故が1件発生している。          職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通安全意識の高揚を図り、全職員が的確な道路状況の確認や慎重な運転操作といった危険予知能力等を向上させ、今後の事故を防止するため、以下の取組を実施した。</p> <p>(1) 職員の持ち回りによる交通安全メッセージの庁内放送(毎週、月と金の昼休み)の実施。          (2) 広域本部職員の交通違反、交通事故情報の各職員への周知徹底。(月1回配信)          (3) 広域本部職員の事故・違反情報等を課の例会等で共有し、更に交通安全を自分事と捉えるよう注意喚起の周知徹底。          (4) 地元警察署員を講師とした交通安全研修の開催。          (5) 道路状況や天候により公用車等での出張が可能であるか、延期等を含め検討するよう徹底。出発後の天候急変の際には途中で引き返すなどの対応も徹底。          (6) 出張時のアルコール検知器による確認。          (7) 班別無事故・無違反運動の実施。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県南広域 本部芦北 地域振興 局</p>	<p>(河川敷占用料の誤徴収について) 河川敷占用料について、11年間連続して誤徴収し一部を還付している。 流水占用料等徴収条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>条例等に基づく河川敷占用料徴収事務について、次の(1)及び(2)の各段階で、占用料に誤りがないか、条例等の算定根拠を確認したうえで、各関係書類を班全体及び課長で突合することとした。</p> <p>(1)新規(更新)許可 申請書、許可書及び台帳を突合し、適合確認後、許可決裁書類中の実地検査調書又は更新許可決裁書類中の更新一覧にチェック、押印する。</p> <p>(2)年度調定(毎年度当初) 調定一覧と前年度の新規許可関連書類及び台帳を突合し、適合確認後、調定一覧にチェック、押印する。</p> <p>なお、過去の案件に関しては、上記(1)、(2)及びそれ以外の徴収がないものについても総点検を実施し、適正な事務処理を確認した。</p>
<p>県南広域 本部球磨 地域振興 局</p>	<p>(収入調定の事務処理について) 継続分の道路及び河川敷占用料について、納期限後に納入通知書を発行している。 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>遅延理由を分析し、その主な原因を把握し、対策を講じた。</p> <p>具体的には、工程を細分化(更新手続、更新申請、更新勧奨、許可事務等)のうえ、班長を含めた複数の職員で分担し、進捗状況を毎週組織的に把握できるようにし、遅延の際は、他の班員が支援することで適期に措置できるようにした。</p> <p>また、毎年遅れがちな更新許可申請手続に十分な期間が確保できるよう、作業工程を全般的に前倒して取り組むこととした。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県南広域 本部球磨 地域振興 局</p>	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額の大きい自損事故が1件、それ以外の自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>交通安全意識の高揚を図り、事故を防止するため、以下の取組を実施した。 (1)球磨局作成の「飲酒運転防止等取組み 10カ条」及び飲酒運転根絶宣言書(令和5年5月)の周知徹底(各所属及び局議での周知、各執務室内掲示) (2)局職員の事故・違反情報等の共有と注意喚起(局議毎) (3)局職員による交通安全メッセージの庁内放送の実施(毎週月曜日昼休み) (4)局内無事故・無違反コンテストの開催(通年) (5)地元警察署員を講師とする局内研修会等の実施 (6)出張時におけるアルコールチェッカーを用いた飲酒の有無の確認の実施 (7)現場の状況を踏まえた未然の防止策の徹底</p> <p>①隘路(作業道)においてはバック走行を行わず、必ず安全な場所での車両転回と前進走行を実施する。 ②目的地への訪問前に駐車スペースや周辺の通路幅員を地図・航空写真や訪問先の相手に確認。十分な広さ等がない場合は、周辺可能場所での駐車及び徒歩による訪問又は公用軽乗用車により訪問を実施する。 ③矮小スペースや通路へ侵入した際には同乗者の降車による誘導を実施する。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
天草広域 本部天草 地域振興 局	<p>(占用料等の事務処理について)</p> <p>占用料等の算定について、次の課題がある。</p> <p>(1)道路占用料の算定を誤った納入通知書を送付している。</p> <p>(2)河川敷占用料の算定を誤った納入通知書を送付している。</p> <p>(3)港湾占用料の算定を誤った納入通知書を送付し、一部過徴収による還付を行っている。</p> <p>(4)土石採取料の算定を誤った納入通知書を送付し、差額分の追加徴収を行っている。</p> <p>(5)長期にわたり道路占用料の算定区分誤りを繰り返し、誤った還付及び追加徴収を行っている。</p> <p>道路占用料徴収条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>左記指摘の(1)～(5)の占用料ごとに、以下の取組を行い、再発防止を図る。</p> <p>(1)令和5年度から道路占用許可事務システムの運用を開始し、算定誤りを防ぐ体制とした。</p> <p>(2)占用許可の起案の際に修正後の台帳を添付し、整合を確認する体制とした。なお、河川敷占用料については、令和6年度から許可事務システムを導入する予定である。</p> <p>(3)廃止届を回覧する際に修正後の台帳を添付し整合を確認すること、収入調定の際に許可書の写しを添付すること、台帳記載の占用料単価が最新の数値となっているか他の職員と二重で確認することにより、占用料の算定誤りを防ぐ体制とした。</p> <p>(4)許可の起案の際に、条例の写しが最新のものか例規データベースで確認することにより、占用料の算定誤りを防ぐ体制とした。</p> <p>(5)算定区分を変更する場合、現物確認するなどして慎重に判断し、その経緯を後年振り返られるよう台帳に記録する。</p>
	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による毀損額の大きい自損事故が1件、それ以外の自損事故が4件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>広域本部の交通安全対策委員会において、以下により交通事故・違反の防止に取り組むこととした。</p> <p>(1)各部の部課長会議や課内定例会等における交通事故や交通違反の発生防止・抑制を図るための情報共有</p> <p>(2)全職員を対象とする集合形式での交通安全研修の開催</p> <p>(3)「朝の話題で交通安全運動」と「出発予定時刻の声掛け運動」の励行</p> <p>(4)職員による交通安全放送の実施</p> <p>(5)交通安全目標と無事故・無違反継続日数の表示</p> <p>(6)180日間無事故・無違反コンクールへの参加</p> <p>その他、無理のない出張行程、駐車や後退時の同乗者による誘導など、事故防止に努めている。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの